

審 査 基 準

令和7年12月23日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第8条第2項（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者（委任先） : 福岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第4条第2項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第12条（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準 :
標準処理期間 : 14日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課
問 合 せ 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課(092)641-4141 内 3187
備 考 :